製造所 危険物 貯蔵所譲渡引渡届出書 取扱所

恭	野町	E.						年	月	日
711	判判	又			届	出 者				
						住 所		(電	話)
						氏 名				
譲渡	度 又 は 引ご受けた者		住	所		電話				
渡を			氏	名						
譲渡	も 又 に	よ 引	住	所		(電話)
譲渡を	とした	_ 者	氏	名						
製造所等	設	置	場	所						
	製造	所	等	の別			貯 蔵 所 又 は 取扱所の区分			
	設置及び	の許許	可年可 看	月日番号	年	月	Ħ	第		号
	設置月日	の 完 及 び	成検査	査 年 番 号	年	月	日	第		号
	危 険 (指 定 数	物の数	類、量)、	品名大量			指定数量の倍数	Ţ.		
譲渡又は引渡のあつた理由										
		※ 受	作 .	t #	Ħ		※ 経	過	欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 譲渡引渡を証明する書類を添付すること。

譲渡引渡証明書

年 月 日

施設区分	
設置場所	
許可年月日•番号	
完成検査年月日 •番号	
危険物の類・品名 最大数量	

上記の施設について譲渡又は引渡しをしたことを証明いたします。

年 月 日

譲渡者 住 所

氏 名

年 月 日

譲受者 住 所

氏 名

譲渡引渡における注意事項について

今回、譲渡引渡届により譲受された施設は、消防法で定める政令の危険物施設であり、 譲受により設置者となられた貴所におかれましては、消防法第12条で定める製造所等の 維持、管理上の責務を負うこととなりますので、次に掲げる条文をよくご理解の上、維持管 理していただきますようお願いします。

・消防法第12条(製造所等の維持、管理)

製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は 取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準(危険物の規制に関する 政令第9条~第23条)に適合するように維持管理しなければならない。

・消防法第14条の3の2(製造所等の定期点検等)

政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所(危険物の規制に関する政令第8条の5)の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令(危険物の規制に関する規則第9条の2、第62条の4、第62条の6、第62条の7、第62条の8)で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

菰野町消防本部 予防課 TEL 059-394-3238